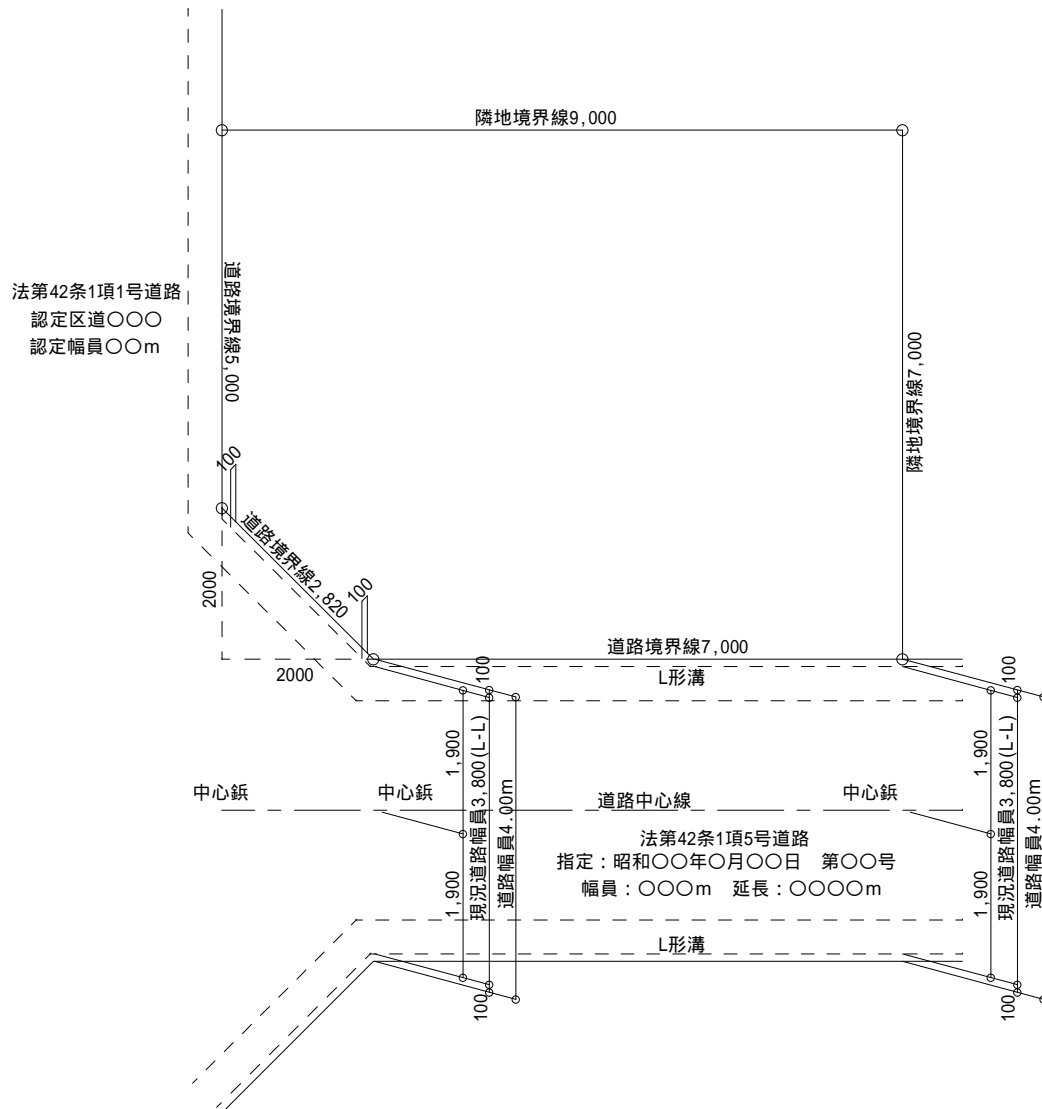


【配置図】記載例（角地）



- 復元方法を追記（後退幅10 c m以上の場合） 後退部分についてはL形移設の上道路状に整備する（隅切り含む）
- 復元方法を追記（後退幅10 c m未満3 c m以上の場合） 後退部分については縁切り施工を行う（隅切り含む）
- 復元方法を追記（後退幅3 c m未満の場合） 後退部分については縁切り施工するか、杭又は金属標を設置する（隅切り含む）

道路中心線の設置について

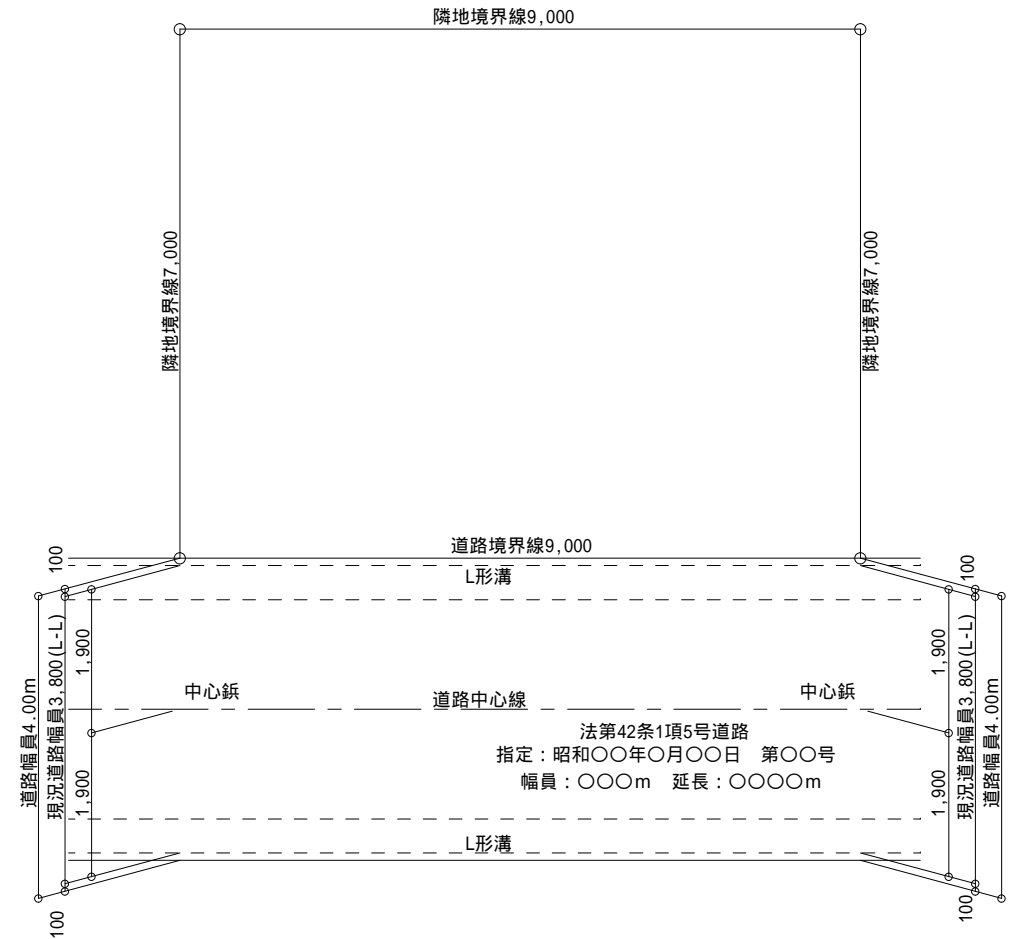
建築基準法第42条第1項第5号道路（道路位置指定）は、現状、指定された道路が築造されていない場合が多い。その道路に接して建築を行う際に、最低限、計画敷地の隣接地及び道路対面の方々で協議していただき道路の中心線を設置していただきます。

【配置図】記載例

参考資料

（復元方法：住宅等整備基準条例対象は除く）

【 R 8.5.11改定】



- 復元方法を追記（後退幅10 c m以上の場合） 後退部分についてはL形移設の上道路状に整備する
- 復元方法を追記（後退幅10 c m未満3 c m以上の場合） 後退部分については縁切り施工を行う
- 復元方法を追記（後退幅3 c m未満の場合） 後退部分については縁切り施工するか、杭又は金属標を設置する
- 復元方法を追記（道路終端の場合） 終端部分については縁石設置を行う